

## 高圧ガス販売主任者選解任届

根拠法令

法第28条第3項

一般則第74条

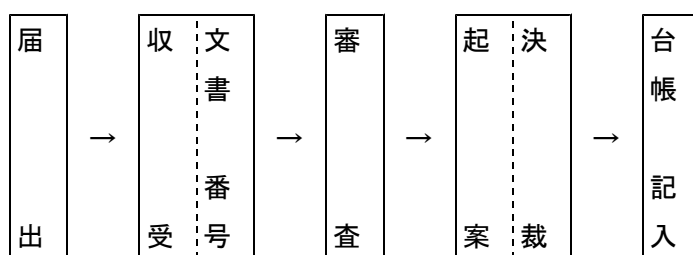
液石則第72条

適用

・販売主任者を選任又は解任した場合。

※販売事業を廃止し、廃止届を提出した場合は、解任届は不要。

手順



必要書類

1 高圧ガス販売主任者届書

(一般則様式第35、液石則様式第34)

2 販売主任者の履歴書（選任に係るもののみ）

3 資格免状の写し（選任に係るもののみ）

<留意事項>

（ガスの指定）

一般則第72条第1項

液石則第70条第1項

審査

・販売主任者の選任区分により適正な資格

であることを確認する。

・常駐することを確認。

<留意事項>

選任区分

一般則第72条第2項

液石則第70条第2項・第3項

台帳記入

決裁後、台帳に記入する。